# 受動喫煙防止対策について

健康づくり推進課

## 受動喫煙対策について

1　受動喫煙対策の背景

2　健康増進法改正の概要

3　熊本市の受動喫煙防止対策

# 1　受動喫煙対策の背景

## 受動喫煙による健康影響

○　受動喫煙によってリスクが高まる病気※には**肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）**がある。
○　年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。
※因果関係を推定する証拠が十分（確実）な病気

### 受動喫煙によってリスクが高まる病気

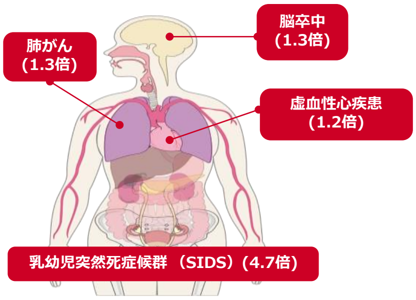


**（　）…受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍か**

出典　「喫煙と健康　喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、国立がん研究センターがん情報サービス

### 受動喫煙による年間死亡数推計値

| | 男性 | 女性 |
|---|---|---|
| 肺がん | 627 | 1,857 |
| 虚血性心疾患 | 1,571 | 2,888 |
| 脳卒中 | 2,325 | 5,689 |
| 小計 | 4,523 | 10,434 |
| 乳幼児突然死症候群（SIDS） | 73 | |
| 合計 | **15,030**（人） | |

※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乗じ算出した。

出典　厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

3

## 世界の受動喫煙規制状況（ＷＨＯの調査）

○世界の１８６か国中、公衆の集まる場（public places）すべて（８種類）に屋内禁煙義務の法律があるのは５５か国
**○日本は、屋内禁煙義務の法律がなく最低区分**

| 禁煙場所の数 | 国数 | 代表的な国 |
|---|---|---|
| ８種類すべて | ５５か国 | 英国、カナダ、ロシア、ブラジル、スペイン、ノルウェー等 |
| ６～７種類 | ２３か国 | ポルトガル、インド、ハンガリー等 |
| ３～５種類 | ４７か国 | ポーランド、韓国、シンガポール等 |
| ０～２種類 | ６１か国 | **日本**、米国、ドイツ、マレーシア等 |

公衆の集まる場（public places）とは、　①医療施設　②大学以外の学校　③大学　④行政機関(※)　⑤事業所　⑥飲食店　⑦バー　⑧公共交通機関
※国会等を含む。

出典：“WHO report on the global tobacco epidemic. 2017”

**⇒ 今般の健康増進法改正法案により、区分は１ランク上がる。**

4

## 2　健康増進法改正の概要

1．国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

2．国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

3．国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。



## 健康増進法改正により、現状がどのように変わるのか

○　施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
○　なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は１ランク上がることとなる。

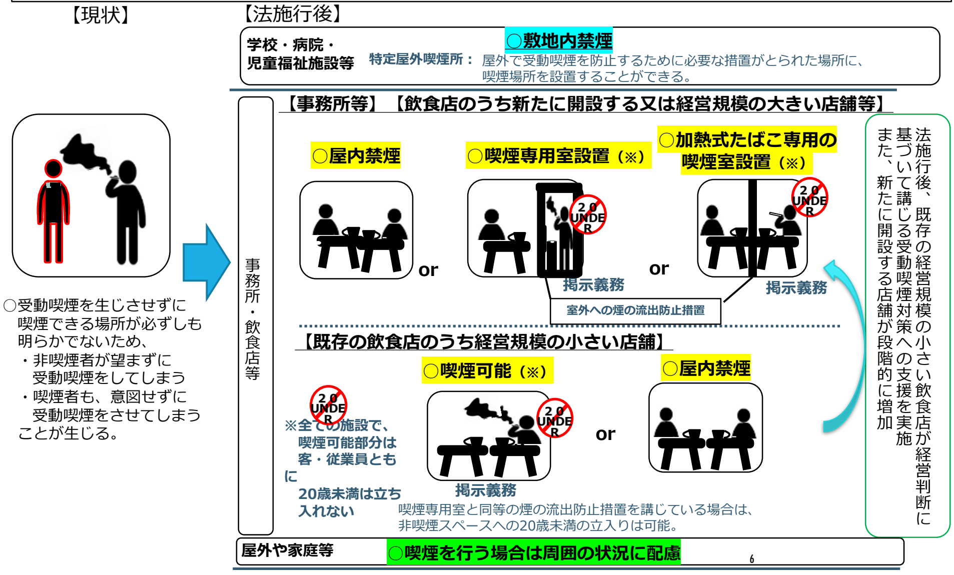

## 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

○　改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと　等

○　義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限って、罰則（過料）を適用する。

**【義務違反時の対応】**

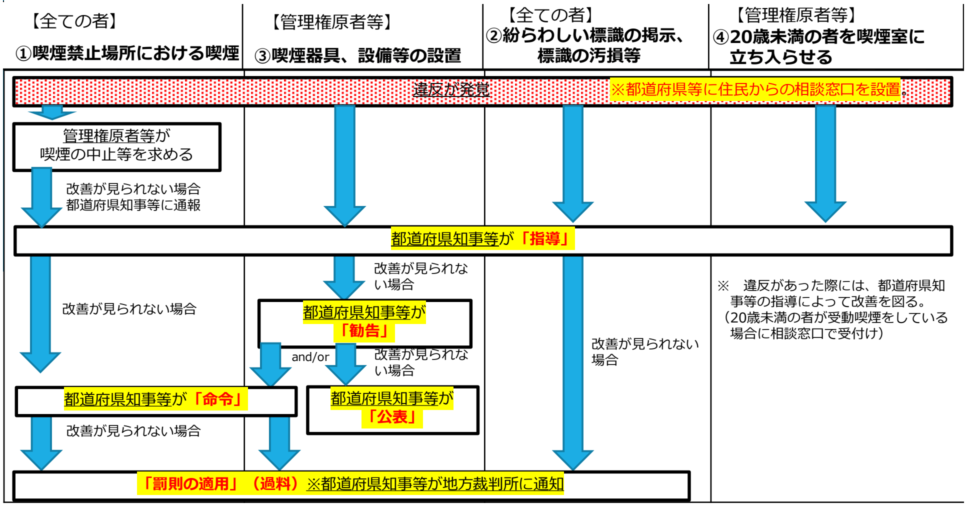


## 地方公共団体の責務

### ○受動喫煙の防止に関する相談窓口等の設置を通じた個別相談等の実施

**相談窓口の設置**
・市民問い合わせ対応
・正しい知識（受動喫煙の健康影響）の普及
・法改正の周知啓発　など

**○事業所等及び市民による問い合わせ対応見込**

**年間見込：約17,500件**

【内訳】
・市民からの問い合わせ対応：73.3万人（R元.7現在）×1%≒8,000件
・第二種施設（既存特定飲食提供施設以外）の質問対応：28,500事業所×2割≒6,000件
・既存特定飲食提供施設からの質問：4,000店舗（課想定数）×1割≒500件
・喫煙所設置違反、標識不掲示、20歳未満の者の施設出入等の通報等 28,500事業所×1割≒約3,000事業所

### ○健康増進法義務違反時の対応（ 2020年4月～）

**健康増進法義務違反時の対応**
・電話による違反状況の把握
・法の趣旨、内容説明、違反是正の働きかけ
・立入検査による現地確認
・助言・指導などの対応

**義務違反等に対する通報への対応**

**通報年間見込　　：約3,000件**
**違反対応年間見込：約1,100件**

【内訳】
・指導　3,000件×3割≒1,000件
・勧告　1,000件×1割≒100件
・命令・公表　100件×1割≒10件
・罰則適用（科料）　10件×1割≒1件

8

## 施行スケジュールについて

○　施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。

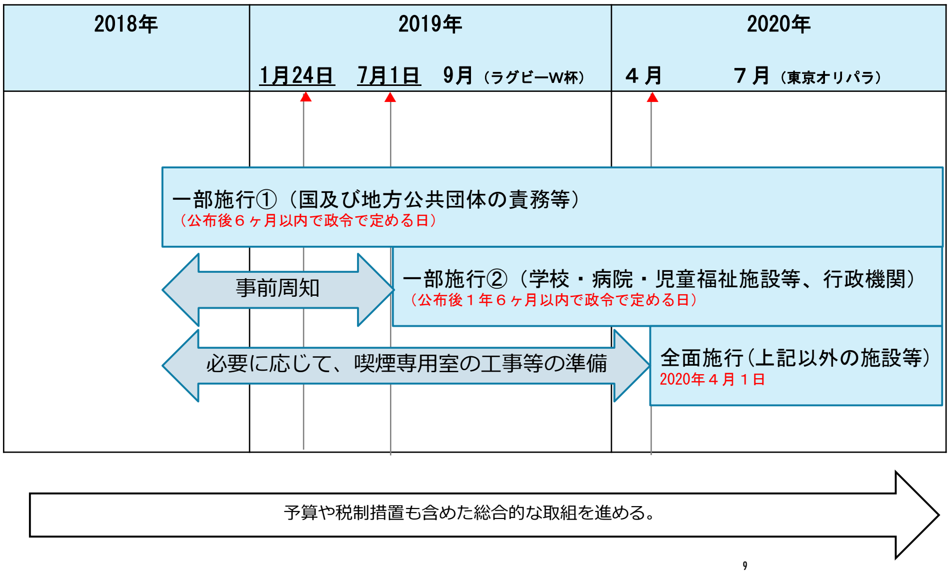


9

## 3　熊本市の受動喫煙防止対策について

### （１）市民への周知・啓発の実施状況（予定含む）

・**市ホームページ、ＬＩＮＥ等の他、以下の周知啓発を行っており、今後も周知を継続していく。**

**これまでの周知の取組**

| 対象 | 日付 | 内容 | 対象者数 |
|---|---|---|---|
| 施設管理者 | Ｈ30年07月 | 改正健康増進法成立に伴う個別通知 | 第一種施設（学校・病院等）　約650ヶ所 |
| 庁内 | Ｈ30年11月 | 国通知発出に伴う庁内への周知 | 庁内関係施設<br>市民局・経済観光局・都市建設局の市施設 |
| 庁内 | Ｈ31年02月 | 政省令発出に伴う庁内への周知 | 庁内全施設<br>庁内主管課を通じて、各施設へ通知 |
| 施設管理者 | Ｈ31年02月 | 医師会広報誌での周知 | 熊本市医師会に加入する医療機関及び関係機関 |
| 市民 | Ｈ31年04月 | 市政だより折り込み版での周知 | 市内全世帯 |
| 市民 | Ｈ31年04月 | 中学生・高校生向けリーフレットの送付 | 市内の中高校　80ヶ所 |
| 施設管理者 | Ｒ01年05月 | 政省令発出に伴う庁内への周知<br>ポスター等広報資材送付 | 市内全ての第一種施設（学校・病院等）　約2,620ヶ所 |
| 施設管理者 | Ｒ01年6・8・10・12・3月 | 食品衛生責任者養成講習会での周知 | 食品衛生責任者養成講習会の参加する飲食店事業者<br>1,500名（各回300人×全5回） |
| 地域 | Ｒ01年6・7・10月 | 校区連絡会議での周知 | 中央区・北区・東区・南区の校区自治協議会長 |
| 施設管理者 | Ｒ01年06月 | 商工団体へのメルマガ配信による周知 | 商工団体（熊本商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会・熊本青年会議所） |
| 市民 | Ｒ01年07月 | 市施設敷地内禁煙化に伴う市政だよりでの周知 | 市内全世帯 |
| 施設管理者 | Ｒ01年07月 | 病院立入事前説明会での周知<br>特定屋外喫煙場所標識を配布 | 市内の病院事務長等　約230人 |
| 市民 | Ｒ01年07月 | 住友生命と協働した周知 | 住友生命の社員とその家族、顧客 |
| 市民 | Ｒ01年07月 | 市政広報テレビでの周知 | 市内のケーブルテレビ契約世帯 |
| 施設管理者 | Ｒ01年08月 | アクサ生命と協働した周知 | 健康経営セミナー参加者　約50人 |
| 施設管理者<br>市民 | Ｒ01年09月 | 専用コールセンター開設 | 施設管理者及び市民 |
| 施設管理者 | Ｒ01年10月 | 食品衛生協会新聞での周知 | 熊本市食品衛生協会加入の飲食店事業者　約1,500人 |
| 市民 | Ｒ01年11月 | 公園へ受動喫煙防止啓発用看板を設置 | 市所有の公園　約950ヶ所 |
| 地域 | Ｒ01年11月 | 校区自治協議会役員研修会での周知 | 全ての校区自治協議会長　160名 |

10

# （２）望まない受動喫煙の防止

## ①国の制度改正と本市施設における受動喫煙防止対策の経緯

本市では、これまで健康増進法の施行、改正等に合わせ、「熊本市施設における受動喫煙防止対策指針（以下「指針」という。）」を策定、改正しながら受動喫煙防止対策を進めてきた。

健康増進法改正等及び本市の受動喫煙防止対策

| | 法改正及び受動喫煙対策等 | 公布日等 | H14～20 | H21～25 | H26～30 | H31～ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国 | **健康増進法**（公布） | H14.8.2 | ★ | | | |
| 国 | **受動喫煙防止対策について**（厚生労働省通知発出） | H22.2.25 | | ★ | | |
| 国 | **健康増進法改正**（公布） | H30.7.25 | | | ★ | |
| 市 | **施設内の空間分煙化**（指針策定） | H15.12.4 | ★ | | | |
| 市 | **原則施設内禁煙化**（H24.4.1～）（指針改正） | H23.4.15 | | ★ | | |
| 市 | **原則敷地内禁煙化（指針改正）** | **R1.7.1** | | | | ★ |



## ②国の受動喫煙防止対策の考え方

**「国及び地方公共団体には、**国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的　に推進するよう努めなければならない責務が課されていることを踏まえ、**受動喫煙対策をより一層高めた措置を自ら講ずることが必要」との見解**が示されている。

※「健康増進法の一部を改正する法律の施行について」（H31.2.22付け厚生労働省健康局長通知）

## ③市施設における受動喫煙防止対策の基本的な考え方

**法の趣旨を踏まえ**、市民（職員を含む。）の受動喫煙による健康被害を防ぐため、**第一種施設は敷地内禁煙、第二種施設においては、原則、敷地内禁煙とする。**

各施設における受動喫煙防止対策

| 施設区分 | 健康増進法の対応 | | 本市の対応方針 |
|---|---|---|---|
| 第一種施設 | 原則敷地内禁煙 | ＜ | 敷地内禁煙 |
| 第二種施設 | 原則施設内禁煙 | ＜ | 原則敷地内禁煙 |
| 屋外 | 望まない受動喫煙を防止する措置 | ＝ | 望まない受動喫煙を防止する措置 |
| 適用除外 | 喫煙可 | ＝ | 喫煙可 |

## ④市施設の敷地内禁煙化等

改正健康増進法等を踏まえ、**市施設における受動喫煙防止対策を強化**する。

**開始時期：　２０１９年７月１日**

① 市の施設を**原則敷地内禁煙**とする。
②**市職員の勤務時間内禁煙の導入及び**
　**職員の禁煙支援を強化**する。



## （３）禁煙希望者への支援

ホームページでの禁煙外来を行う医療機関の紹介

**禁煙治療に保険が使える医療機関一覧（熊本市内）**

※ 各医療機関では予約制の場合もありますので、必ず、受診前にご確認ください

データは九州厚生局より（2019年4月1日現在）

| 区 | 校区 | 医療機関名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| | 壺川 | 大林内科医院 | 中央区内坪井町10－13 | 096-352-0045 |
| | 壺川 | 柏田内科クリニック | 中央区坪井3丁目1－44 | 096-343-2555 |
| | 碩台 | 熊本県厚生連診療所 | 中央区南千反畑町2番3号 | 096-328-1250 |
| | 碩台 | 表参道　吉田病院 | 中央区北千反畑町2－5 | 096-343-6161 |
| | 碩台 | 明午橋内科クリニック | 中央区南千反畑町15番40号 | 096-353-5500 |
| | 白川 | くまもと森都総合病院 | 中央区大江3丁目2－65 | 096-364-6000 |
| | 城東 | 安政町メディカルクリニック | 中央区安政町6－28 | 096-356-0333 |
| | 城東 | 熊本内科病院 | 中央区手取本町7－1 | 096-356-5500 |
| | 城東 | 三浦内科クリニック | 中央区中央街1－27 | 096-323-0732 |
| | 城東 | 松本外科内科医院 | 中央区新市街12－5 | 096-352-0338 |
| | 慶徳 | 桜町クリニック | 中央区桜町2－17第2甲斐田ビル1階 | 096-312-1900 |
| | 一新 | せんだメディカルクリニック | 中央区島崎1丁目32－1 | 096-356-8223 |
| | 一新 | なかがわ内科クリニック | 中央区横手1－8－5 | 096-325-5050 |
| | 一新 | 新町いえむらクリニック | 中央区新町1－7－15 | 096-353-5656 |
| | 一新 | 浜崎医院 | 中央区新町2－9－6 | 096-352-0556 |
| | 一新 | 川原胃腸科内科 | 熊本市中央区新町3－9－10 | 096-352-0945 |
| | 一新 | 独立行政法人国立病院機構熊本医療センター | 熊本市中央区二の丸1の5 | 096-353-6501 |
| | 向山 | 直海内科クリニック | 中央区本山町78 | 096-352-6631 |
| | 向山 | 村田外科・胃腸科・ひふ科医院 | 中央区本山1－5－16 | 096-356-3232 |
| | 向山 | きさぬきクリニック | 中央区本荘町720－3 | 096-288-5703 |

## 禁煙手帳の作成・配布

禁煙を希望される市民や喫煙される妊婦などに配布

## （４）未成年者の禁煙

たばこに関する絵本・紙芝居の貸し出しの実施

２０１９年１月　日吉東小学校

# 禁煙絵本の（例）

| 種類 | No. | タイトル | 内容 | イメージ |
|---|---|---|---|---|
| 絵本 | 1 | きんえん山 | タバコの煙のない生活環境は、子どもたちの健康な心身の育成のためにかかせない大切なことの一つ。「子どもに無煙環境を」をテーマに応募した、童話作品14点を収録。 | |
| 絵本 | 2 | 王様がたばこをやめた日 | 子どもたちをよろこばせようと、王さまは、クリスマスに、国中の子どもたちをお城に招きます。でも、だれ一人としてやってきません。ぷかぷかぷかとたばこをふかしながら悲しむ王さまに、一人のめしつかいが告げます･･･。第11回「子どもに無煙環境を!」コンクール優秀賞受賞作品。 | |
| 絵本 | 3 | タバコをやめたカバくんのサンドイッチやさん | サンドイッチ屋のカバくんがタバコを吸いはじめると「ケホケホケホ」 ニワトリさんが、煙で苦しくなっています。でも、カバくんは気づきません･･･。第15回「子どもに無煙環境を!」コンクール絵本部門優秀賞受賞作品。 | |
| 絵本 | 4 | たばこがきらいになったねこ | どこででもたばこぷかぷか。周りの迷惑なんて全く考えない猫。でもある日たばこが嫌いになった･･･ | |
| 絵本 | 5 | もくもくおじさん | お金持ちの“もくもくおじさん”は、おじさんのたばこの害に困り果てている執事の訴えを、「新しいのを買えばいい」と言って真剣にうけとめません。去っていった執事のこころに気づいて、おじさんは、追いかけるのですが･･･。第11回「子どもに無煙環境を!」コンクール最優秀賞(厚生大臣賞)受賞作品。 | |
| 絵本 | 6 | ぼくのきらいなもの | 僕のお父さんもおじさんも、道ばたのお兄ちゃんも、カフェではお姉ちゃん達も吸っている･･･。デザイン科で学ぶ高校生が描いた、第14回「子どもに無煙環境を!」コンクール絵本部門文部科学大臣賞受賞作品。 | |

# 禁煙紙芝居の（例）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 紙芝居 | 1 | 動物村のもくもく大事件 | 平和な動物村にある家族が越してきたときから、何かが変わってしまいます。つぎつぎと病気になっていく村人達。犬のおじいさんの大切なゲン太までが病気に。村人たちはクスノキ博士の知恵を借りに出かけます。原因は?村に健康がもどるのはいつ? | |
| 紙芝居 | 2 | モク星への旅 | 灰色の星、モク星に不時着した僕たちは、モク星の人たちを救うために協力することになった。でもなぜこんな灰色の星になってしまったんだろう･･･。タバコで汚されたモク星に、花や緑やきれいな空気はもどってくるのだろうか?そして僕たちは無事に帰れるのだろうか? | |
| 紙芝居 | 3 | タバコなんてけっとばせ！ | 高校生のトオルくんは、サッカー大好き少年。いつもなかよしのサッカーボールといっしょです。でも最近、なんだか元気がありません。心配顔のサッカーボールくんの前に「トオルの大親友」を名乗るケムリの怪物が現れたのです･･･。 | |
| 紙芝居 | 4 | エッヘン！なんだかノドがへん．．． | 空気がきれいな動物村。医者のクマ先生もひまでしょうがありません。ところがある日、「エッヘン、エッヘン･･･」おかしなせきの患者さんがいっぱいに。「なんだかヘンだ」。せわやきウサギのミミさんは、カエルちゃんといっしょに、村をしらべに走ります。 | |
| 紙芝居 | 5 | けむりの部屋 | タバコをこよなく愛する男、田葉孝太郎は、友人に教えられ、吸いきれないほどのタバコをわけてくれるという部屋にやってきた。そこには美しい女性がいて、彼にある申し出をする･･･。空気をきれいにする「きよらか草」をタバコをわけてくれるという・・・。でも「けむりの部屋」とは何？・・・。 | |
| 紙芝居 | 6 | たばこ　すうたらあかん！ | 「おっちゃん、ぼくを海外旅行に連れて行ってくれるていったのに。」弟を肺がんで失った小原さんが、タバコの恐ろしさを、一人でも多くの人に知っていただきたいと願い、やさしいおじさんをガンで失ってしまう主人公ひろき君の目を通して、語りかけます。関西弁の語り。 | |

## その他（例）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 防煙授業用パワーポイントデータ | 1 | 防煙授業（セリフあり） | タバコの煙を使った実験などを通じてタバコの害、またそのタバコの害により様々な病気が引き起こされること、タバコの常習性はニコチンによる依存症が引き起こす病気であることなどを伝えることができる資材です。<br>また、いろいろなエピソードを添えて子どもに飽きさせないような工夫もわえてあります。 | |
| DVD | 1 | 今から始める喫煙防止教育 | Part.1:たばこ、やめてね（小学校1,2年生用 ／ 6分）<br>Part.2:タバコのけむりはあぶないよ!!（小学校3,4年生用 ／ 10分）<br>Part.3:タバコって本当はどんなもの？（小学校5,6年生用 ／ 12分）<br>Part.4:考えてみよう タバコと健康（中学生・高校生用 ／ 14分）<br>Part.5:タバコか健康か あなたはどちらを選びますか<br>（一般・大学生用 ／ 17分） | |

# 最後に

現在健康づくり推進課では、今申し上げたような取組を行っています。

先ほどご説明したたばこに関する絵本・紙芝居についても、寄付で頂いたものです。ぜひお借りいただき、子どもたちの禁煙教育などにご活用いただければ幸いです。